

＜麻薬小売業者免許申請及びその他の注意事項＞

麻薬小売業者免許には有効期間があります。
麻薬小売業者免許の有効期間が過ぎると、麻薬処方せんによる調剤ができません。
麻薬処方せんの取扱いがある場合は、必ず免許の申請手続きをして下さい。

提出する書類は次の表に記載されているとおりです。

書 類		部数	記 載 上 の 注 意
麻 薬 小 売 業 者 免 許 申 請 （ 新 規 ・ 再 申 請 ）	免 許 申 請 書 （手数料4,600円） 令和7年9月現在	1	1 薬局開設許可年月日は有効期間の始期を記載します。 2 申請者の欠格条項に当該事実がないときは「なし」（法人の場合は「全員なし」）と記載します。 3 控えが必要な方は申請書を2部提出してください。受付印を押印の上、1部お返しします。（麻薬小売業者間譲渡許可の申請をする際は、この申請書の控えが必要です。）
	1 店舗の平面図	1	1 薬局の平面図に麻薬保管庫の位置を明示します。 継続申請で前回と変更がなければ省略できます。
	2 麻薬保管庫の 立体図	1	1 鍵の状態、材質及び固定方法（重量金庫の場合は重量）を明示。 2 寸法を明示します。 麻薬保管庫は、下記アからエまでを満たすことが必要です。 ア 金属製（木製は不可）で施錠設備（鍵は2か所）があるもの とすること。 スチール製のロッカー、事務機の引き出しは不可 イ 固定してあるか、移動不可能な重量のものとする。こと。 ウ 施錠のできる室内に設置すること。 エ 麻薬専用とすること。 継続申請で前回と変更がなければ省略できます。
	3 申請者が法人の場合、麻薬関係業務を行う役員を明示した組織図又は業務分掌表	1	1 役員全員の氏名と業務分担を記入してください。 2 麻薬関係業務を行う役員を明示してください。 3 麻薬関係業務を行う役員の範囲等の詳細は別紙「法人の麻薬小売業者の業務を行う役員の届出について」を参照してください。
	4 申請者（法人であるときは、その業務を行う役員）の診断書	1	1 診断書は、医師が「精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではない（精神の機能の障害により欠格事由に該当する者でない）」、「麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でない」ことを証するものです。 診断書の有効期間は、 <u>診断後1か月以内</u> となります。 2 申請者が法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員全員の診断書が必要です。ただし組織図等で、業務を行う役員を画定した場合は、代表取締役（全員）及びその役員の診断書に限定できます。

添付書類を省略するときの注意事項

- （１）上記書類のうち、1 店舗の平面図と2 麻薬保管庫の立体図は、前回申請時から変更がなければ省略できます。省略する場合は、申請書の備考欄に「構造設備変更なし」と記載してください。
- （２）区内にある同一開設者の複数の薬局で麻薬小売業者免許申請をする場合、1店舗に診断書の原本を添付すれば、それ以外の店舗の申請には写しを添付することもできます（ただし、診断書の有効期間内に限る。）

省略した申請書の備考欄には「診断書は、○月○日に提出した下記店舗の申請書に添付」と記載し、原本を提出した店舗の名称・所在地を記載してください。

申請書等の提出は、手数料の入金があるため、直接窓口にお越しいただくようお願いします。

業務の廃止、その他変更等があるときは、別途手続きが必要ですのでご連絡ください。